

日弁連総合研修センター規則（規則第百五十七号）中一部改正

日弁連総合研修センター規則（規則第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項各号列記以外の部分中「者」の下に「及び幹事」を加え、同条第二項中「構成員」を「者及び幹事」に改め、同条に次の二項を加える。

7 総合センターは、必要に応じて、会長の同意を得て、第一項各号に掲げる者以外の者に幹事を委嘱することができる。

8 幹事は、センター長の命を受け、総合センターの議案の立案、整理、資料の収集及び調査、研究等をなすものとする。

第四条第二項中「招集する」を「招集し、前条第一項各号に掲げる者をもって構成する」に改め、同条第三項中「総合センター」を「運営会議」に改め、同条に次の一項を加える。

4 運営会議は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 事業計画案の策定
- 二 総合センターが計画する事業の承認
- 三 次条第一項のチームが策定した特定の研修事業の企画の承認
- 四 前三号に掲げるもののほか、第二条第一項及び第二項に規定する総合センターの任務を遂行するために必要な事項

第四条の次に次の一条を加える。

（チーム）

第四条の二 総合センターに、必要に応じてチームを置き、特定の研修事業の企画案の策定及び前条第四項第三号の承認を得た企画の実施を担当させる。

2 チームは、総合センターの構成員の中からセンター長が指名する者をもって構成する。

3 チームに、座長一名を置く。

4 チームに、副座長若干名を置くことができる。

5 座長及び副座長は、第三条第一項各号に掲げる者の中からセンター長が指名する。

附 則

1 第三条第一項各号列記以外の部分、第二項、第七項（新設）及び第八項（新

設)、第四条第二項から第四項まで並びに第四条の二(新設)の改正規定は、令和五年八月十八日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 施行日以後令和五年度中に選任される幹事の任期は、改正後の第三条第二項の規定にかかわらず、令和六年五月三十一日までとする。